

川西町障害者控除対象者認定書交付に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、要介護（要支援）認定を受けた65歳以上の者を、所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第10条及び地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第7条または第7条の15の7の規定により、町長が障害者又は特別障害者として認定することに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 対象者は、身体障害者手帳等の交付を受けていない町内の満65歳以上の者で、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に規定する要介護（要支援）認定を受けた被保険者とする。

(認定申請)

第3条 障害者控除対象者の認定を受けようとする者は、障害者控除対象者認定書交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）により、町長に申請するものとする。

2 前項の申請をすることができる者は、本人又は民法（明治29年法律第89号）第725条に規定する親族（以下「申請者」という。）とする。

(認定基準)

第4条 町長が障害者又は特別障害者として認定する者の認定基準は、法に基づく要介護（要支援）認定に係る認定調査又は主治の医師の意見に基づき別表で定める。

(認定基準日)

第5条 認定の基準日は、所得税申告の対象となる収入のあった年の12月31日とする。ただし、対象者が死亡していた場合は死亡の日とする。

(認定書交付)

第6条 町長は、第3条による申請があったときは、当該申請書に記載された対象者が認定基準に規定する障害者又は特別障害者に該当するとき、当該申請者に障害者控除対象者認定書（第2号様式）を交付するものとし、認定基準に規定する障害者又は特別障害者に該当しないときは、当該申請者に対し障害者控除対象者非該当通知書（第3号様式）により通知するものとする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

別紙

障害者控除対象者認定の判断基準

	認定区分	町長による判断基準
障害者	(1) 知的障害者（軽度・中度）に準ずる	認知症高齢者の日常生活自立度が「Ⅱ」に該当 ※ただし、特別障害者控除対象者を除く
	(2) 身体障害者 (3級～6級)に準ずる	障害高齢者の日常生活自立度が「A」に該当 ※ただし、特別障害者控除対象者を除く
特別障害者	(1) 知的障害者（重度）等に準ずる	認知症高齢者の日常生活自立度が「Ⅲ」から「M」に該当
	(2) 身体障害者 (1級、2級)に準ずる	障害高齢者の日常生活自立度が「B」又は「C」に該当
非該当	障害高齢者の日常生活自立度が「J」に該当及び 認知症高齢者の日常生活自立度が「I」に該当	